

名 称		東新町地区地区計画
位 置		新発田市東新町
面 積		約 5. 0 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、重要物流道路である国道7号に、東側に位置する一般県道を経由してアクセスすることができ、住宅街を経由せずに往来可能であり、物流拠点としての利用価値が高い地区である。</p> <p>また、周辺には山崎工業団地や新発田食品工業団地など複数の工業団地が位置していることから、その工業団地から中心市街地への輸送にかかる物流拠点として見込まれる地区である。</p> <p>本計画は、業務地・工業地としての土地利用を図り、良好な都市環境を形成することを目標としている。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺に生活利便施設や複数の工業団地が位置している立地性を活かし、業務地・工業地として土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内の道路を適正に配置し、整備を図ることにより、流通業務施設等の業務地・工業地としての機能を確保する。</p>
	建築物の整備の方針	<p>業務地・工業地としての形成・保全に配慮した整備を行う。</p>
地区整備計画	面 積	約 5. 0 h a
	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 店舗等の床面積が 3, 0 0 0 m²を超えるもの</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</p> <p>(3) カラオケボックス等</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p> <p>(6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ</p> <p>(8) 床面積が 1 5 m²をこえる畜舎</p> <p>(9) 自動車教習所</p>
	そ の 他	

東新町地区 地区計画図

凡 例

地区計画区域	
地区整備計画区域	

